

マスクの着用の考え方について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と教育活動の両立に向け、「3つの密を避けること」、「人ととの身体的距離の確保」、「換気」、「手洗いなど手指衛生」、「マスク着用」等の基本的な感染症対策にご協力をいただき、感謝申し上げます。

この度、本市教育委員会から、厚生労働省及び文部科学省から示された「マスク着用の考え方」等を踏まえ、学校活動における児童生徒のマスクの着用の考え方が、改めて示されましたので、下記のとおり、保護者の皆様にお伝えさせていただきます。

これまでからの基本的な感染症対策としてのマスク着用の位置づけは変更するものではありませんが、気温や湿度が高まる季節を迎えるにあたり、マスク着用による熱中症のリスクが懸念されること等を踏まえ、本校においても、下記の考え方に基づき、熱中症対策を優先し、子どもたちに指導してまいります。

記

1 屋外でも、身体的距離が確保できず、会話をを行う場合は、マスクを着用します。

屋内でも、身体的距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合は、マスク着用の必要はありません。

【マスク着用の考え方】(5月20日付け、厚生労働省事務連絡から引用)

	身体的距離が確保できる (2m以上を目安)		身体的距離が確保できない	
	屋内(※)	屋外	屋内(※)	屋外
会話をを行う	着用を <u>推奨</u> する	着用の <u>必要はない</u>	着用を <u>推奨</u> する	着用を <u>推奨</u> する
会話をほとんど行わない	着用の <u>必要はない</u>	着用の <u>必要はない</u>	着用を <u>推奨</u> する	着用の <u>必要はない</u>

(※) 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

2 マスク着用が不要な場面として考えられる具体的な場面及びその際の留意事項を例示します。

(1) 屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際には、マスクの着用は必要ありません。

(2) 運動部活動についても、体育の授業に準じつつ、各競技団体のガイドラインを踏まえて対応します。

但し、活動の実施中以外の練習場所や部屋、更衣室等の利用時等については、マスク着用を含めた感染対策を徹底します。

(3) 熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時にマスクを外すように指導するなど、熱中症対策を優先し、マスクの着用の必要はありません。

(4) 休憩時間における運動遊びや屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動等においても、上記1の考え方に基づく取扱いとします。

(5) 幼稚園においては、幼児にマスク着用を一律には求めず、無理に着用させることは行いません。
園内で感染者が確認されている場合等、保護者のご理解の上で着用を求めることがあります。

3 上記2の場面以外でも、児童生徒等が息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけにかけて呼吸したりすること等について、児童生徒自身でも判断・対応できるように学校でも指導いたしますので、各家庭でもお子様にお伝えください。

一方、上記の例はマスク着用を禁止する趣旨ではありませんので、様々な理由からマスク着用を希望する児童生徒等に対しては適切に配慮するとともに、マスクを着用する・しないこと等による偏見や差別は許されないことについて、各校園で適切に指導します。